

議案第83号

専決処分の承認を求めることについて
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のと
おり専決処分したので、その承認を求める。

平成29年11月28日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

平成29年度富士見市一般会計補正予算（第3号）について、専決処分したので、
地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出します。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年度富士見市一般会計補正予算（第3号）（別紙）

平成29年9月28日

富士見市長 星 野 光 弘 印

平成29年度富士見市一般会計補正予算（第3号）

平成29年度富士見市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,631千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34,295,399千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。